

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

「資源保管場所設置届」

～延床面積3,000平方メートル以上の大規模建築物～

【作成要領】



City of Kita

東京都北区
北区清掃事務所

「関連例規」と提出する「設置届」

集合住宅等		事業用大規模建築物	
<p>廃棄物保管場所等 東京都北区廃棄物の処理及び 再利用に関する条例 第50条 35ページ</p>	<p>資源保管場所 東京都北区集合住宅等の廃棄物保管 場所等及び資源保管場所設置要綱 43ページ</p>	<p>再利用対象物保管場所 東京都北区廃棄物の処理及び 再利用に関する条例 第19条 35ページ</p>	<p>廃棄物保管場所等 東京都北区廃棄物の処理及び 再利用に関する条例 第50条 35ページ</p>
<p>東京都北区廃棄物の処理及び 再利用に関する規則 第35条 37ページ</p>	<p>北区居住環境整備指導要綱 第16条 37ページ</p>	<p>東京都北区廃棄物の処理及び 再利用に関する規則 第12条 36ページ</p>	<p>東京都北区廃棄物の処理及び 再利用に関する規則 第35条 37ページ</p>
<p>東京都北区大規模建築物の 廃棄物保管場所等の設置基準 38ページ</p>		<p>東京都北区事業用大規模建築物の 再利用対象物保管場所設置基準 51ページ</p>	<p>東京都北区大規模建築物の 廃棄物保管場所等の設置基準 38ページ</p>
<p>北区居住環境整備指導要綱 第15条 37ページ</p>			<p>北区居住環境整備指導要綱 第15条 37ページ</p>

関連例規

<p>再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届</p>	<p>資源保管場所設置届</p>	<p>再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届</p>
<p>提出する設置届</p>		

【目 次】

I.	設置届を提出するにあたって	1
1.	設置届の提出	1
2.	提出の対象となる建築物と提出する設置届	2
3.	設置届提出の際の必要書類	2
II.	廃棄物保管場所・資源保管場所の設置手順（集合住宅等）	3
1.	事前協議等の流れ	3
2.	保管場所必要面積の算定	4
3.	保管場所の設置基準	7
4.	粗大ごみ集積所の設置	8
5.	管理に関する基準	8
6.	保管場所面積算定表	9
7.	保管場所面積算定上の注意	10
8.	保管場所面積の算定例	11
	例A)	13
	例B)	14
	例C)	15
III.	再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所の設置手順（事業用大規模建築物）	16
1.	事前協議等の流れ	16
2.	再利用対象物保管場所必要面積の算定	17
3.	廃棄物保管場所必要面積の算定	18
4.	保管場所の設置基準	19
5.	粗大ごみ集積所の設置	20
6.	廃棄物保管場所面積算定表	21
7.	保管場所面積算定上の注意	22
8.	保管場所面積の算定例	23
9.	廃棄物保管場所面積算定表（算定例）	25
10.	保管場所の維持管理	26
	別表1	27
	別表2	28
	別表3	29
	図1	30
	図2	31
	図3	34
IV.	関連例規	35
V.	設置届・完了届	53

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

及び

「資源保管場所設置届」

【作成要領】

令和2年4月1日

集合住宅等から排出される廃棄物及び資源、事業用建築物から排出される再利用対象物及び廃棄物を適正に処理するためには、処理するまでの間、適正に保管できる場所を設けるとともに、管理責任者を明確にする必要があります。

これから建築物の建設を予定している建築主様には、計画の段階で、集合住宅は廃棄物保管場所等及び資源保管場所、事業用建築物は再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等（以下「保管場所」という。）の設置に関する事前協議を清掃事務所と行っていただき、建築物の用途、規模等に応じた適切な保管場所を設置していただきます。

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」及び「資源保管場所設置届」（以下「設置届」という。）の提出をお願いします。

※再利用対象物とは、事業活動に伴い排出される、再利用可能な品目のことをいう。

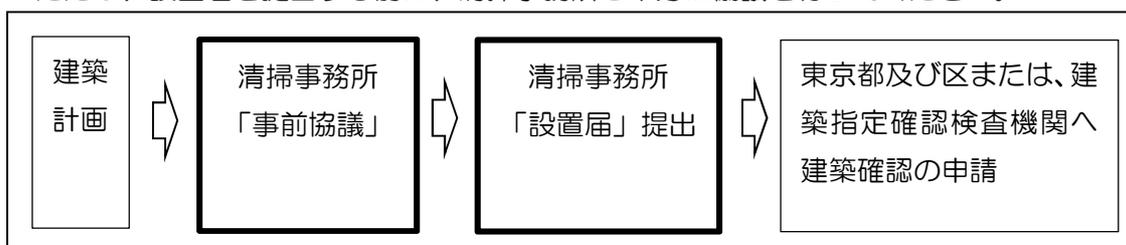
資源とは、家庭から排出される、再利用可能な品目のことをいう。

I. 設置届を提出するにあたって

1. 設置届の提出

設置届は、建築物の計画段階での提出が必要です。東京都及び区または、建築指定確認検査機関に確認の申請を行う前に提出してください。

ただし、設置届を提出する前に、清掃事務所と十分に協議を行ってください。



2. 届出の対象となる建築物と提出する設置届

(1) 届出の対象となる建築物

延床面積3,000平方メートル以上の建築物。(下宿、長屋、寄宿舍を含む)

(2) 提出する設置届

① 集合住宅等

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

「資源保管場所設置届」

② 事業用途の建築物

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

③ 集合住宅と事業用途の複合建築物

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

「資源保管場所設置届」

※集合住宅部分と事業用途部分、それぞれ保管場所面積を算定してください。

3. 設置届提出の際の必要書類

次の書類を2部(正・副)提出してください。

(1) 「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」

(2) 「資源保管場所設置届」 ※集合住宅等

(3) 共通図面等

① 建築物の用途別床面積内訳書

② 建築物の設計概要(用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が確認できるもの)

③ 建築物の案内図(地図の写しでも可)

④ 建築物の各階平面図

⑤ 保管場所の配置図及び敷地内運搬車通過道路図

⑥ 保管場所面積算定表

⑦ 保管場所の仕様及び立面図・平面図・断面図(縮尺50分の1)

⑧ 再利用対象物保管場所面積計算表(10,000㎡以上の事業用建築物)

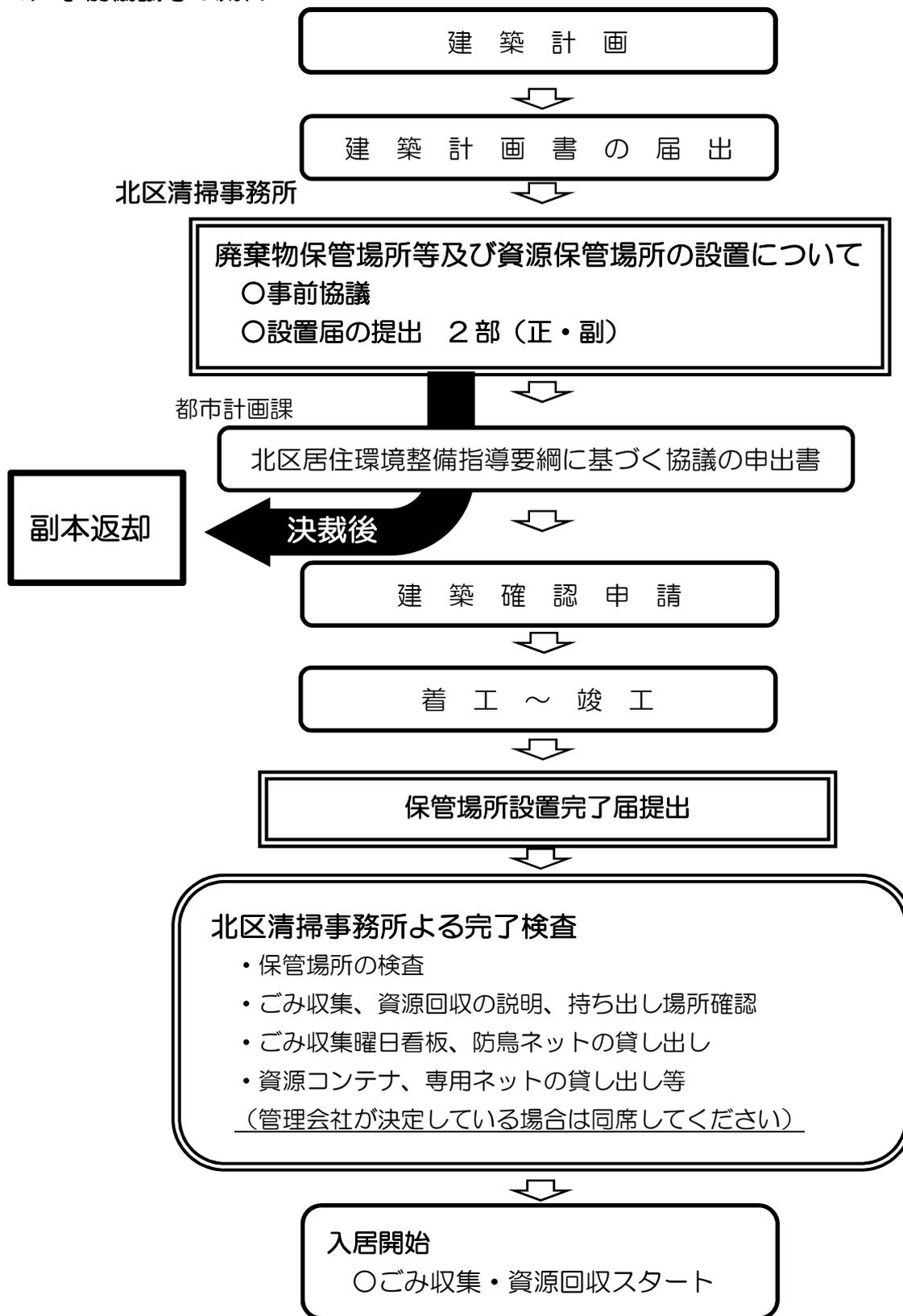
⑨ その他、保管場所設置に関して必要と認める図面等

(4) 念書

主に、清掃事務所と協議した内容及び確認した内容について記載してください。

II. 廃棄物保管場所等及び資源保管場所の設置手順（集合住宅等）

1. 事前協議等の流れ



2. 保管場所必要面積の算定

「保管場所面積算定表」(9ページ)により、保管場所の面積を算定してください。

(1) 保管設備数を算定してください。

① 下表より、当該集合住宅の居住者人数を算定してください。

住居専有面積	人員数
~20 m ²	1.0 人
~30 m ²	1.5 人
~40 m ²	2.0 人
~50 m ²	2.5 人
~60 m ²	3.0 人
60 m ² 超	4.0 人

※ただし、実際に使用する人員数が確定している場合は、その人数で算定してください。

② 用途別排出基準は、下表のとおりです。

設備の用途	一日あたりの排出基準
住宅	0.8 kg/人
事務所ビル	0.04 kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg/m ²
店舗(飲食店)	0.20 kg/m ²
店舗(物品販売) デパート・スーパー等	0.08 kg/m ²
ホテル	0.06 kg/m ²
学校	0.03 kg/m ²
病院・診療所	0.08 kg/m ²
駐車場	0.005 kg/m ²
鉄道駅舎	0.005 kg/乗降客数

※ディスプレイを設置する場合は、清掃事務所と協議のうえ、可燃ごみの排出基準を20%減らすことができます。(0.8 kg→0.64 kg)

③ 種類別の排出割合は、下表のとおりです。

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
61.4%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%	3.7%

④ 収集間隔は、下表のとおりです。

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
3日	15日	6日	6日	6日	6日	6日

⑤ 保管設備を決めてください。

資源の保管設備は、びん・缶・ペットボトルは専用コンテナとし、プラスチック使用製品は専用ネット、古紙は束とします。

廃棄物の保管設備は、別表3「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」より決めてください。

保管設備に収納できる重量は、下表のとおりです。

廃棄物の種類	保管設備	収納できる重量
可燃ごみ	60ℓ容器（丸・角）	10kg
	反転コンテナ	100kg
不燃ごみ	90ℓ容器（角）	30kg
	反転コンテナ	100kg
びん	専用コンテナ	12kg
缶		4kg
ペットボトル		3.5kg
古紙	束	5.7kg
プラスチック使用製品	専用ネット	10kg

※体積を重量に換算する場合は、1㎡ = 250kgとします。

※住戸数が100戸以上の場合は、清掃事務所と協議を行ったうえで、可燃ごみの保管設備に「反転コンテナ」または、「自動貯留排出機」を使用してください。不燃ごみは、「90ℓ容器」または、「反転コンテナ」を使用してください。

⑥ 予備率

原則として1.4とします。

古紙は、原則として4.0とします。

(2) 保管設備の設置に必要な面積を算定してください。

① 保管設備の大きさは、下表のとおりです。

(ア) 容器を使用する場合

廃棄物の種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ容器（丸型）	直径0.6m
	60ℓ容器（角型）	0.35m×0.55m
不燃ごみ	90ℓ容器（角型）	0.7m×0.5m
びん・缶	専用コンテナ	0.37m×0.52m
ペットボトル		0.44m×0.6m
古紙	束	0.21m×0.3m
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7m×0.7m

※容器の大きさは、あくまでも一例です。実際に使用する容器が確定している場合は、その大きさを算定し、カタログのコピー等を添付してください。

(イ) 反転コンテナを使用する場合

本体	横 幅	1.36m ± 0.1m
	奥行き	0.65m ± 0.1m
	高 さ	1.05m ± 0.1m
傾倒軸	長 さ	1.57m ± 0.1m
	高 さ	0.685m ± 0.1m
容量	700ℓ (0.7m)	

② 棚の設置

棚を設置する場合は、廃棄物は2段（高さ0.8メートルから1.0メートル）、資源は3段（奥行0.7メートルから0.9メートル、高さ0.6メートルから0.65メートル、最上部1.5メートル）までとし、材質はスチールまたはコンクリート等で、廃棄物及び資源の重量を十分考慮した構造とすること。

③ 種類ごとの保管設備必要数に、種類ごとの保管設備の大きさを乗じ、棚の段数で除したものを保管設備の設置に必要な面積とします。

(3) 算定した必要面積に洗浄排水設備（原則1㎡以上）及び作業場所面積（原則6㎡以上）を加え、保管場所の面積とします。

3. 保管場所の設置基準

保管場所の配置及び構造は、利用者の利便性、収集作業の効率等を十分考慮して決めてください。

「東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」(38ページ)によるが、主なものは次のとおりとします。

(1) 保管場所の配置、保管設備の設置は、図1から図3を参考にしてください。

(2) 保管場所の設置

- ① 他の用途と兼用でないこと。
- ② 資源及び廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、十分収納できること。
- ③ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される、資源及び廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- ④ 資源及び廃棄物が、各別に保管できること。
- ⑤ 資源及び廃棄物の搬入、保管設備への投入もしくは運搬車への積込み及び点検等に必要な作業場所を確保すること。(原則6㎡以上)

(3) 保管場所の構造

- ① 汚水または排水が、地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水処理施設へ流入する構造とすること。
- ② 換気及び採光ができる構造とすること。
- ③ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
 - a) 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - b) 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - c) 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。
- ④ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- ⑤ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(4) 保管場所の付帯設備

- ① 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ② 清潔を保持するため、水栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設けること。(原則1㎡以上)
- ③ 棚を設置する場合は、廃棄物は2段(高さ0.8メートルから1.0メートル)、資源は3段(奥行0.7メートルから0.9メートル、高さ0.6メートルから0.65

メートル、最上部1.5メートル)までとすること。

4. 粗大ごみ集積所の設置

- (1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、十分収納できる面積であること。(原則3㎡以上)
- (2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (3) 通路と共用でないこと。

5. 管理に関する基準

収集日に建物管理者が、保管場所より容器を持ち出す場所(集積所)を設置してください。その際、以下の点を考慮してください。

- (1) 敷地内であること。
- (2) 排出量に対応できる十分な面積であること。
- (3) 安全、かつ効率的に作業が行える場所であること。
- (4) 運搬車が停車しても、道路通行上及び作業上支障がない場所であること。
- (5) 敷地内に運搬車が進入する場合は、運搬車の重量を考慮した耐圧であること。
- (6) 反転コンテナを使用する場合は、必ず敷地内で、安全に積込み作業ができる場所であること。
- (7) 敷地内への進入経路は、清掃事務所と協議すること。
- (8) 図面上に明記してください。

※清掃事務所では、保管場所内からの収集は行いません。必ず、保管場所から容器等を持ち出してください。

6. 保管場所面積算定表

(1) 保管設備数

種別	保管設備の種類	居住者人数	×	一日当たりの排出基準	×	種類の割合	×	収集間隔	÷	保管設備重量	=	A	B	C	D
可燃ごみ						[0.614]		[3 日]		[kg]	=	個	個	個	個
不燃ごみ						[0.049]		[15 日]		[kg]	=	個	個	個	個
びん						[0.038]		[6 日]		[12 kg]	=	個	個	個	個
缶	資源コンテナ	[人]		[0.8 kg]		[0.021]		[6 日]		[4 kg]	=	個	個	個	個
ペットボトル						[0.017]		[6 日]		[3.5 kg]	=	個	個	個	個
古紙	束					[0.224]		[6 日]		[5.7 kg]	=	束	束	束	束
プラスチック使用製品	専用ネット					[0.037]		[6 日]		[10 kg]	=	袋	袋	袋	袋

(2) 保管設備の設置に必要な面積

種別	保管設備の種類	保管設備の直径又は縦	×	保管設備の直径又は横	×	容器・束個数	÷	段数	=	必要面積
可燃ごみ						0		段	=	m ²
不燃ごみ						0		段	=	m ²
びん・缶	資源コンテナ	0.37		0.52		0		段	=	m ²
ペットボトル		0.44		0.65		0		段	=	m ²
古紙	束	0.21		0.3		0		段	=	m ²
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7		0.7		0		段	=	m ²

(3) 保管場所必要最低面積

保管設備設置面積 (棚1段あたりの面積)	廃棄物 資源	0.0	m ²
作業場所面積 (原則6㎡以上)		0.0	m ²
洗浄排水設備面積 (原則1㎡以上)		6.0	m ²
合計		1.0	m ²
粗大ごみ集積所面積 (原則3㎡以上)		3.0	m ²

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	廃棄物 資源		m ²
作業場所面積			m ²
洗浄排水設備面積			m ²
合計		0.0	m ²
粗大ごみ集積所面積			m ²

(5) 保管設備設置面積

棚の合計面積	廃棄物 資源	0.0	m ²
		0.0	m ²

7. 保管場所面積算定上の注意

(1) 廃棄物保管場所

- ① Aは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ② 必要最低個数Bは、Aの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ③ 予備率の加算Cは、Aに1.4を乗じて小数点第2位を四捨五入する。
- ④ 必要個数Dは、Cの小数点以下を切り下げた整数値とする。
- ⑤ 予備率は、1.4とする。
- ⑥ 必要個数Dが、最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数Bを必要個数とする。
- ⑦ 保管場所面積算定上の容器数は、奇数の場合は偶数に切り上げる。(反転コンテナ設置の場合を除く)
- ⑧ 棚を設置する場合は、2段までとする。
- ⑨ 洗浄排水設備は原則1㎡以上、作業場所面積は原則6㎡以上、粗大ごみ集積所面積は原則3㎡以上とする。
- ⑩ 必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とする。
- ⑪ 最低必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とする。

(2) 資源保管場所

- ① Aは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ② 必要最低個数Bは、Aの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ③ 予備率の加算Cは、Aに1.4を乗じて小数点第2位を四捨五入する。
- ④ 必要個数Dは、Cの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ⑤ 予備率は、1.4とする。
- ⑥ 古紙の予備率は、4.0とする。
- ⑦ 必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ⑧ 最低必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とする。
- ⑨ 棚を設置する場合は、3段(最上部1.5m)までとする。
- ⑩ 算定表(4)保管場所設置面積は、実際の計画面積を記入する。
その際、(3)保管場所必要最低面積より面積が小さくならないこと。
- ⑪ 棚の2段目と3段目の大きさが異なる場合は、棚の合計面積が、6.保管場所面積算定表の(5)保管設備設置面積より小さくならないこと。

8. 保管場所面積の算定例

戸数・・・100戸

～40㎡：40戸、～50㎡：30戸、～60㎡：20戸、60㎡超：10戸の場合

(1) 保管設備数の算定

① 居住者人数

住居専有面積	人員数 (A)	戸数 (B)	算定人数 (A×B)
～20㎡	1.0人	戸	人
～30㎡	1.5人	戸	人
～40㎡	2.0人	40 戸	80 人
～50㎡	2.5人	30 戸	75 人
～60㎡	3.0人	20 戸	60 人
60㎡超	4.0人	10 戸	40 人
計	—	100 戸	255 人

② 一日あたりの排出量・・・0.8kg/人

③ 種類別の排出割合

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
61.4%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%	3.7%

④ 収集間隔

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
3日	15日	6日	6日	6日	6日	6日

⑤ 保管設備に収納できる重量

種類	保管設備	重量
可燃ごみ	60ℓ (丸・角)	10kg
	反転コンテナ	100kg
不燃ごみ	90ℓ (角)	30kg
	反転コンテナ	100kg
びん	専用コンテナ	12kg
缶		4kg
ペットボトル		3.5kg
古紙	束	5.7kg
プラスチック使用製品	専用ネット	10kg

⑥ 予備率・・・1.4

(2) 必要面積の算定

① 保管設備の大きさ

(ア) 容器等の場合

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ (丸)	0.6m×0.6m
	反転コンテナ	1.36m×0.65m
不燃ごみ	90ℓ (角)	0.7m×0.5m
	反転コンテナ	1.36m×0.65m
びん	専用コンテナ	0.37m×0.52m
缶		
ペットボトル		
古紙	束	0.21m×0.3m
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7m×0.7m

(イ) 反転コンテナの場合

本体		傾倒軸	
横幅	1.36m±0.1m	長さ	1.57m±0.1m
奥行	0.65m±0.1m	高さ	0.685m±0.1m
高さ	1.05m±0.1m		

② 棚の設置

- ・・・廃棄物2段（反転コンテナは1段）、資源3段

(3) 保管場所必要最低面積

＝算定した面積＋洗浄排水設備（1㎡）＋作業場所面積（6㎡）

(4) 保管場所設置面積

- ・・・実際の計画面積を記入する。
- ※（3）保管場所必要最低面積より小さくならないこと。

(5) 棚の合計面積（廃棄物2段、資源3段の合計面積）

- ・・・資源の棚の2段目と3段目の大きさが異なる場合は、この面積より小さくならないこと。

※100戸以上の集合住宅の場合は、原則として反転コンテナを保管設備としますが、比較対象のため、容器を保管設備とした場合と、反転コンテナを保管設備とした場合の算定例を掲載しています。

例 A)・・・可燃ごみ：60ℓ容器、不燃ごみ90ℓ容器を使用する場合

廃棄物・資源保管場所面積算定表

【記入例】戸数100、居住者人数255人の場合

種別	保管設備の種類	① 保管設備数			② 保管設備の設置に必要な面積			③ 保管設備の種類別の割合			④ 収集間隔			⑤ 保管設備重量			⑥ 必要個数					
		居住者人数	一日当たりの排出基準	×	保管設備の直径又は縦	×	保管設備の直径又は横	×	容器・束個数	÷	段数	=	必要最低個数	÷	段数	=	必要最低個数	×	準備加算	=	必要個数	
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	[255人]	×	[0.8 kg]	×	[0.021]	×	[6 日]	÷	[4 kg]	=	6.4 個	×	[3 日]	÷	[10 kg]	=	37.6 個	×	38 個	=	52 個
不燃ごみ	90ℓ容器(角)		×		×	[0.049]	×	[15 日]	÷	[30 kg]	=	5.0 個	×		÷		=	7 個	×	5 個	=	7 個
びん			×		×	[0.038]	×	[6 日]	÷	[12 kg]	=	3.9 個	×		÷		=	6 個	×	4 個	=	6 個
缶	資源コンテナ		×		×	[0.021]	×	[6 日]	÷	[4 kg]	=	6.4 個	×		÷		=	9 個	×	7 個	=	9 個
ペットボトル			×		×	[0.017]	×	[6 日]	÷	[3.5 kg]	=	5.9 個	×		÷		=	9 個	×	6 個	=	9 個
古紙	束		×		×	[0.224]	×	[6 日]	÷	[5.7 kg]	=	48.1 束	×		÷		=	193 束	×	49 束	=	193 束
プラスチック使用製品	専用ネット		×		×	[0.037]	×	[6 日]	÷	[10 kg]	=	4.5 袋	×		÷		=	7 袋	×	5 袋	=	7 袋

種別	保管設備の種類	① 保管設備の設置に必要な面積			② 保管設備の設置に必要な面積			③ 保管設備の種類別の割合			④ 収集間隔			⑤ 保管設備重量			⑥ 必要個数					
		居住者人数	一日当たりの排出基準	×	保管設備の直径又は縦	×	保管設備の直径又は横	×	容器・束個数	÷	段数	=	必要最低個数	÷	段数	=	必要最低個数	×	準備加算	=	必要個数	
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)		×		×	0.6	×	0.6	×	52 個	=	9.4 m ²	×		÷	2 段	=	9.4 m ²	×	38 個	=	52 個
不燃ごみ	90ℓ容器(角)		×		×	0.7	×	0.5	×	8 個	=	1.4 m ²	×		÷	2 段	=	1.4 m ²	×	5 個	=	7 個
びん・缶	資源コンテナ		×		×	0.37	×	0.52	×	15 個	=	1.0 m ²	×		÷	3 段	=	1.0 m ²	×	4 個	=	6 個
ペットボトル			×		×	0.44	×	0.65	×	9 個	=	0.9 m ²	×		÷	3 段	=	0.9 m ²	×	7 個	=	9 個
古紙	束		×		×	0.21	×	0.3	×	193 束	=	4.1 m ²	×		÷	3 段	=	4.1 m ²	×	49 束	=	193 束
プラスチック使用製品	専用ネット		×		×	0.7	×	0.7	×	7 袋	=	1.1 m ²	×		÷	3 段	=	1.1 m ²	×	5 袋	=	7 袋

実際の計画面積を記入してください。
 (3) 「保管場所必要最低面積」を下回らないようにしてください。

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	12.0 m ²
作業場面積	7.1 m ²
洗浄排水設備面積	6.0 m ²
合計	26.1 m ²
粗大ごみ集積所面積	3.0 m ²

(5) 保管設備設置面積

廃棄物	21.6 m ²
資源	21.3 m ²
粗大ごみ集積所面積	3.0 m ²
合計	45.9 m ²

(Ⅲ+Ⅳ+Ⅴ+Ⅵ) × 3段

例 B)・・・可燃ごみ：反転コンテナ、不燃ごみ90ℓ容器を使用する場合

廃棄物・資源保管場所積算表

【記入例】戸数100、居住者人数255人の場合

種別	保管設備の種類	①			②			③			④			⑤			⑥		
		居住者人数	×	一日当たりの排出基準	×	種類別の割合	×	収集間隔	÷	保管設備重量	=	A	÷	必要最低個数	B	×	予備率加算	C	=
可燃ごみ	反転コンテナ		×	反転テナ =100kg	×	[0.614]	×	[3 日]	÷	[100 kg]	=	3.8 個	÷	4 個	×	5.3 個	=	5 個	
不燃ごみ	90ℓ容器(角)		×		×	[0.049]	×	[15 日]	÷	[30 kg]	=	5.0 個	÷	5 個	×	7.0 個	=	7 個	
びん			×		×	[0.038]	×	[6 日]	÷	[12 kg]	=	3.9 個	÷	4 個	×	5.4 個	=	6 個	
缶	資源コンテナ		×	[255 人]	×	[0.021]	×	[6 日]	÷	[4 kg]	=	6.4 個	÷	7 個	×	9.0 個	=	9 個	
ペットボトル			×	居住者人数	×	[0.017]	×	[6 日]	÷	[35 kg]	=	0.9 個	÷	0 個	×	8.3 個	=	9 個	
古紙	束		×		×	[0.224]	×	[6 日]	÷	[5.7 kg]	=	48.1 束	÷	49 束	×	192.4 束	=	193 束	
プラスチック使用製品	専用ネット		×		×	[0.037]	×	[6 日]	÷	[10 kg]	=	4.5 袋	÷	5 袋	×	6.3 袋	=	7 袋	

(2) 保管設備の設置に必要な面積

種別	保管設備の種類	①			②			必要面積		
		保管設備の直径又は縦	×	保管設備の直径又は横	×	容器・束個数	÷		段数	
可燃ごみ	反転コンテナ	1.36	×	0.65	×	5 個	÷	1 段	=	4.4 m ²
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	0.7	×	0.5	×	8 個	÷	2 段	=	1.4 m ²
びん・缶	資源コンテナ	0.37	×	0.52	×	15 個	÷	3 段	=	1.0 m ²
ペットボトル		0.44	×	0.65	×	9 個	÷	3 段	=	0.9 m ²
古紙	束	0.21	×	0.3	×	193 束	÷	3 段	=	4.1 m ²
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7	×	0.7	×	7 袋	÷	3 段	=	1.1 m ²

(3) 保管場所必要最低面積

保管設備設置面積 (棚1段あたりの面積)	5.8 m ²
作業場所面積 (原則6m以上)	7.1 m ²
洗浄排水設備面積 (原則1m以上)	6.0 m ²
合計	19.9 m ²
粗大ごみ集積所面積 (原則3m以上)	3.0 m ²
合計	III+IV+V+VI

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	6.0 m ²
作業場所面積	7.1 m ²
洗浄排水設備面積	6.0 m ²
合計	20.1 m ²
粗大ごみ集積所面積	3.0 m ²

実際の計画面積を記入してください。
(3) を下回らないようにしてください。

I + II × 2 段

(5) 保管設備設置面積

棚の合計面積	7.2 m ²
資源	21.3 m ²
合計	(III+IV+V+VI) × 3 段

I + II

(III+IV+V+VI) × 3 段

例 C)・・・ディスプレイを設置する場合

廃棄物・資源保管場所面積算定表

(1) 保管設備数

種別	保管設備の種類	居住者人数	一日当たりの排出基準	必要最低個数 B	予備率加算 C	必要個数 D
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	×	× [0.64 kg]	31 個	42.1 個	43 個
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	×	[0.049] × [15 日] ÷ [30 kg] = 5.0 個	5 個	7.0 個	7 個
びん	資源コンテナ [255 人]	×	[0.64 kg] × [3 日] ÷ [10 kg] = 30.1 個	4 個	5.5 個	6 個
缶		×	[0.049] × [15 日] ÷ [30 kg] = 5.0 個	7 個	9.0 個	9 個
ペットボトル		×	[0.049] × [15 日] ÷ [30 kg] = 5.0 個	6 個	8.3 個	9 個
古紙	束	×	[0.224] × [6 日] ÷ [5.7 kg] = 48.1 束	49 束	192.4 束	193 束
プラスチック使用製品	専用ネット	×	[0.037] × [6 日] ÷ [10 kg] = 4.5 袋	5 袋	6.3 袋	7 袋

可燃ごみのみ排出基準を-20% (0.64) にできます。
反転コンテナを使用する場合も同様です。

可燃ごみの排出基準以外の項目は、
例A)・例B)と同様となります。

(2) 保管設備の設置に必要な面積

種別	保管設備の種類	保管設備の直径又は縦	保管設備の直径又は横	容器・束個数	÷ 段数	必要面積
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	0.6	0.6	44 個	÷ 2 段	7.9 ㎡
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	0.7	0.5	8 個	÷ 2 段	1.4 ㎡
びん・缶	資源コンテナ	0.37	0.52	15 個	÷ 3 段	1.0 ㎡
ペットボトル		0.44	0.65	9 個	÷ 3 段	0.9 ㎡
古紙	束	0.21	0.3	193 束	÷ 3 段	4.1 ㎡
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7	0.7	7 袋	÷ 3 段	1.1 ㎡

(3) 保管場所必要最低面積

保管設備設置面積 (棚1段あたりの面積)	廃棄物 9.3 ㎡	資源 7.1 ㎡
作業場所面積 (原則6㎡以上)	6.0 ㎡	
洗浄排水設備面積 (原則1㎡以上)	1.0 ㎡	
合計	23.4 ㎡	
粗大ごみ集積所面積 (原則3㎡以上)	3.0 ㎡	

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	廃棄物 9.5 ㎡	資源 7.1 ㎡
作業場所面積	6.0 ㎡	
洗浄排水設備面積	1.0 ㎡	
合計	23.6 ㎡	
粗大ごみ集積所面積	3.2 ㎡	

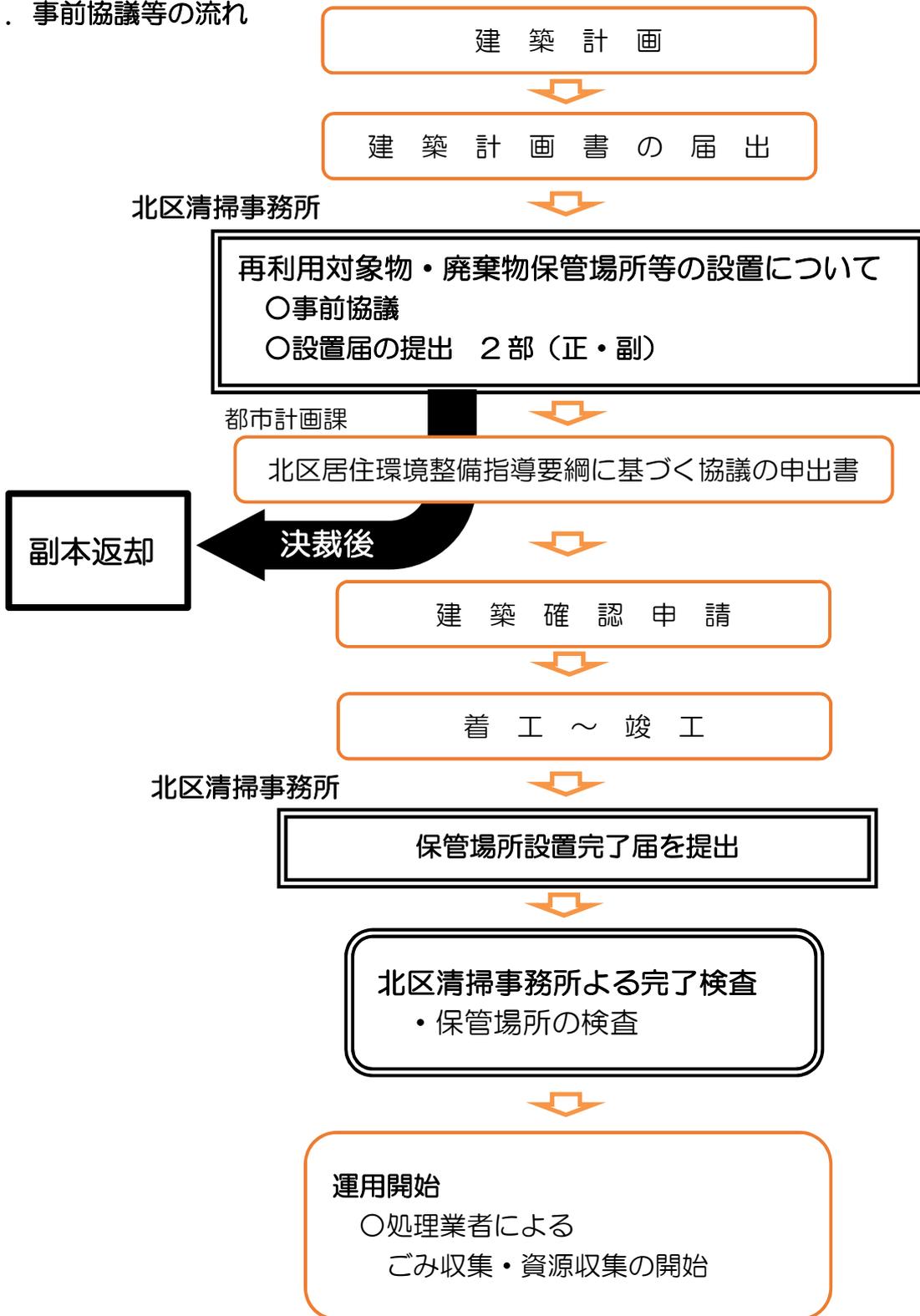
実際の計画面積を記入してください。
(3)「保管場所必要最低面積」
を下回らないようにしてください。

(5) 保管設備設置面積

棚の合計面積	廃棄物 18.6 ㎡	資源 21.3 ㎡
--------	------------	-----------

Ⅲ. 再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等の設置手順(事業用大規模建築物)

1. 事前協議等の流れ



2. 再利用対象物保管場所必要面積の算定

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積を明確にするとともに、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区分してください。

(2) 保管場所の面積を算定してください。

別表1「再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準」により算定してください。

※原則として、10,000㎡未満の建築物は4㎡以上、10,000㎡以上の建築物の場合は、別表2「再利用対象物保管場所面積算定表」により算定してください。

ただし、算定にあたり次のことに注意してください。

- ① 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに保管場所の面積を算定し、その合計面積を保管場所最低面積とすること。
- ② 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、研究施設等）の場合は、清掃事務所と十分協議を行い、了承を得たうえで類似の用途を用いて算定すること。

(3) 保管場所の設置基準

保管場所の配置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めること。具体的には、「東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」によるが、主なものは次のとおりとする。

なお、構造及び付帯設備等は「東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所の設置基準」を準用すること。

- ① 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分考慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量及び交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ② 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ③ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- ④ 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所を兼用することができます。
- ⑤ 耐久性を考慮した構造とすること。
- ⑥ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ⑦ 再利用対象物の種類及び使用上の注意を表示するとともに、棚・仕切板等により、再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- ⑧ 保管場所の換気、採光に十分考慮し、必要な設備を備えること。

3. 廃棄物保管場所必要面積の算定

廃棄物の保管の方法は、別表3「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」から決めてください。

「廃棄物保管場所面積算定表」(21ページ)により算定してください。

(1) 保管設備数を算定してください。

- ① 用途別内訳表により、用途ごとの床面積を算定してください。その際、廃棄物の排出対象となる有効面積を、共用部分(廊下、階段、エレベーター等)と区別してください。
- ② 用途別排出基準は、下表のとおりです。

施設の用途	一日あたりの排出基準
住宅	0.8kg/人
事務所ビル	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03kg/m ²
店舗(飲食店)	0.20kg/m ²
店舗(物品販売) デパート・スーパー	0.08kg/m ²
ホテル	0.06kg/m ²
学校	0.03kg/m ²
病院・診療所	0.08kg/m ²
駐車場	0.005kg/m ²
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客数

※上記用途以外の建築物は、清掃事務所と協議のうえ、類似の用途を用いてください。

③ 排出割合

過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の上承を得たうえで、そのデータを用いて算定してください。過去のデータがない場合は、可燃ごみ75%・不燃ごみ25%(3:1)とします。

④ 収集間隔

原則として、自己処理または廃棄物処理業の収集とします。

廃棄物処理業者との契約により、収集間隔を決めてください。

⑤ 保管設備に収納できる重量は、下表のとおりです。

種類	保管設備	重量
可燃ごみ	60ℓ容器(丸・角)	10kg
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	30kg

※容器以外を保管設備とする場合は、排出量及び保管日数に応じて、十分収納できるものを使用してください。カタログのコピー等を添付してください。

※体積を重量に換算する場合は、1 m³ = 250kgとします。

⑥ 予備率

原則として、1.4（40%）とします。

(2) 保管設備の設置に必要な面積を算定してください。

① 保管設備の大きさは、下表のとおりです。

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60φ容器（丸型）	直径 0.6m
	60φ容器（角型）	0.35m×0.55m
不燃ごみ	90φ容器（角型）	0.7m×0.5m

② 棚の設置

棚を設置する場合は、2段（高さ0.8mから1.0m）までとし、材質はスチールまたはコンクリート等で、廃棄物の重量を十分考慮した構造とすること。

③ 種類ごとの保管設備必要数に、種類ごとの保管設備の大きさを乗じ、棚の段数で除したものを保管設備の設置に必要な面積とします。

(3) 算定した必要面積に、洗浄排水設備（原則1 m²以上）、作業場所面積（原則6 m²以上）を加え、廃棄物保管場所の面積とします。

4. 保管場所の設置基準（配置・構造・付帯設備）

保管場所の配置及び構造は、利用者の利便性及び収集作業の効率等を十分考慮して決めてください。

「東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」（38ページ）によるが、主なものは次のとおりとします。

(1) 保管場所の配置及び保管設備の配置は、図1から図3を参考にしてください。

(2) 保管場所の設置基準

- ① 他の用途と兼用でないこと。
- ② 排出量及び保管日数に応じて、十分収納できること。
- ③ 建築物1棟につき1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- ④ 保管場所への搬入及び保管設備への投入、運搬車への積込み、保管場所の清掃及び点検等に必要な、作業場所を確保すること。（原則6 m²以上）

(3) 保管場所の構造

- ① 汚水または排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道また下水処理施設へ流入する構造とすること。
- ② 換気及び採光ができる構造とすること。
- ③ 出入口の幅及び高さは次のとおりとする。

- a) 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
- b) 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
- c) 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。

④ 通路と接続する床の部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(4) 付帯設備の基準

- ① 仕切りの設置、色彩または形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- ② 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ③ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- ④ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- ⑤ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- ⑥ 棚を設置する場合は、2段とし、高さは0.8メートルから1.0メートルまでとすること。

5. 粗大ごみ集積所の設置

- (1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、十分収納できる面積を確保すること。(原則3㎡以上)
- (2) 原則として1棟につき1箇所設置すること。
- (3) 通路と共用でないこと。

6. 廃棄物保管場所面積算定表

(1) 保管設備数の算定

用途	廃棄物	床面積	×	排出基準	×	割合	×	収集間隔	÷	容器容量	=	A	最低必要数B	予備率の加算C	必要個数D
	可燃	m ²	×	kg	×	0.75	×	日	÷	10	=	1	可燃	A1,3,5,7,9の 合計×1.4	可燃
	不燃	m ²	×	kg	×	0.25	×	日	÷	30	=	2	A1+3+5 +7+9 の合計		
	可燃	m ²	×	kg	×	0.75	×	日	÷	10	=	3	=		
	不燃	m ²	×	kg	×	0.25	×	日	÷	30	=	4	=		
	可燃	m ²	×	kg	×	0.75	×	日	÷	10	=	5	=		
	不燃	m ²	×	kg	×	0.25	×	日	÷	30	=	6	不燃	A2,4,6,8,10の 合計×1.4	不燃
	可燃	m ²	×	kg	×	0.75	×	日	÷	10	=	7	A2+4+6 +8+10 の合計		
	不燃	m ²	×	kg	×	0.25	×	日	÷	30	=	8	=		
	可燃	m ²	×	kg	×	0.75	×	日	÷	10	=	9	=		
	不燃	m ²	×	kg	×	0.25	×	日	÷	30	=	10	=		
必要最低個数													個	必要個数合計	個

(2) 保管設備の設置に必要な面積の算定

保管設備設置面積	可燃・・・		容 器 の 直 径 又 は 縦		容 器 の 直 径 又 は 横		m × 容 器 数		個 ÷ 段 数		段 =	
	不燃・・・		容 器 の 直 径 又 は 縦		容 器 の 直 径 又 は 横		m × 容 器 数		個 ÷ 段 数		段 =	

(3) 廃棄物保管場所面積

洗浄排水設備面積	m ²	作業場必要面積	m ²	廃棄物保管場所	m ²	再利用保管場所	m ²
----------	----------------	---------	----------------	---------	----------------	---------	----------------

7. 保管場所面積算定上の注意

(1) 再利用対象物保管場所

再利用対象物保管場所面積は、別表1「再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準」により算定する。

(2) 廃棄物保管場所

- ① 用途別床面積を基に算定する。
- ② 排出基準は、用途別による。
- ③ 収集間隔は、実態により記入する。
- ④ 60ℓ容器1個当たりの容量は、10kgとする。
- ⑤ 90ℓ容器1個当たりの容量は、30kgとする。
- ⑥ 実際に使用する保管設備が確定している場合は、その容量で算定する。
- ⑦ Aは、小数点第2位を四捨五入した数値とする。
- ⑧ Bは、Aの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ⑨ Cは、Bに予備率1.4を乗じ、小数点第2位を四捨五入した数値とする。
- ⑩ Dは、Cの小数点以下を切り捨てた整数値とする。
- ⑪ 事業用途が複数の場合は、Aの1からAの10を用途及び廃棄物の種類ごとに計算し、合算して必要個数Dとする。
- ⑫ 予備率は、1.4とする。
- ⑬ 必要個数Dが、最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数Bを必要個数とする。
- ⑭ 必要個数Dが奇数場合は、偶数に切り上げる。
- ⑮ 保管設備設置面積は、小数点第2位を四捨五入した数値とする。
- ⑯ 洗浄排水設備面積は原則1㎡以上、作業場所面積は原則6㎡以上、粗大ごみ集積所は原則3㎡以上とする。
- ⑰ 再利用対象物と廃棄物を同室で保管する場合は、それぞれ必要面積を算定し、合算した面積を保管場所面積とする。

8. 保管場所面積の算定例

【延床面積6,000㎡の事業用建築物を建設する場合】

(1) 保管設備数の算定

- ① 用途ごとの床面積（共用部分を除く）
共用部分（廊下、階段、エレベーター等）・・・500㎡
事務所・・・1,000㎡
飲食店・・・500㎡
物品販売・・・3,000㎡
駐車場・・・1,000㎡
- ② 用途別排出基準
事務所・・・0.04kg/㎡
飲食店・・・0.20kg/㎡
物品販売・・・0.08kg/㎡
駐車場・・・0.005kg/㎡
- ③ 排出割合
可燃ごみ・・・0.75
不燃ごみ・・・0.25
- ④ 収集間隔
可燃ごみ・・・週2回（収集間隔3日）
不燃ごみ・・・週1回（収集間隔6日）
- ⑤ 保管設備
可燃ごみ・・・60ℓ（丸型）：10kg
不燃ごみ・・・90ℓ（角型）：30kg

床面積①×排出基準②×割合③×収集間隔④÷保管設備重量⑤=A
可燃ごみ・・・A1+A3+A5+A7=86.63→切り上げ→87=B
不燃ごみ・・・A2+A4+A6+A8=19.25→切り上げ→20=B
- ⑥ 予備率（1.4）
可燃ごみ・・・A1+A3+A5+A7=86.63×1.4=121.3→C
不燃ごみ・・・A2+A4+A6+A8=19.25×1.4=26.95→C
Cの小数点以下切り捨て=必要個数D
可燃ごみ・・・D=121
不燃ごみ・・・D=27

(2) 面積の算定

- ① 保管設備の大きさ
可燃ごみ・・・60ℓ（丸型）：0.6m×0.6m
不燃ごみ・・・90ℓ（角型）：0.7m×0.5m
- ② 棚の設置・・・2段
- ③ 保管設備の設置に必要な面積
可燃ごみ・・・0.6×0.6×122個÷棚2段=22.0㎡
不燃ごみ・・・0.7×0.5×20個÷棚2段=4.6㎡

(3) 保管場所面積

(2) ③保管設備の設置に必要な面積に、洗浄排水設備（原則1㎡）と作業場所面積（原則6㎡）を加えた面積が、保管場所の最低必要面積となります。

保管場所必要最低面積：22.0㎡+4.6㎡+1㎡+6㎡=33.6㎡

※再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所内に設置する場合は、(3)保管場所面積(33.6㎡)に再利用対象物保管場所面積(4㎡)を加えてください。

9. 廃棄物保管場所面積算定表（算定例）

【算定例】

延床面積6,000㎡
 共用部分・・・500㎡、事務所・・・1,000㎡、飲食店・・・500㎡、
 物品販売・・・3,000㎡、駐車場・・・1,000㎡ の場合

可燃：60φ丸型・不燃90φ角型容器を使用

用途	① 保管設備数の算定		②		③		④		⑤		⑥																				
	廃棄物	床面積	×	排出基準	×	割合	×	収集間隔	÷	容器容量	=	A																			
事務所	可燃	1000	㎡	×	0.04	kg	×	0.75	×	3	日	÷	10	kg	=	9															
	不燃	1000	㎡	×	0.04	kg	×	0.25	×	6	日	÷	30	kg	=	2															
飲食店	可燃	500	㎡	×	0.2	kg	×	0.75	×	3	日	÷	10	kg	=	22.5															
	不燃	500	㎡	×	0.2	kg	×	0.25	×	6	日	÷	30	kg	=	5															
物品販売	可燃	3000	㎡	×	0.08	kg	×	0.75	×	3	日	÷	10	kg	=	54															
	不燃	3000	㎡	×	0.08	kg	×	0.25	×	6	日	÷	30	kg	=	12															
駐車場	可燃	1000	㎡	×	0.005	kg	×	0.75	×	3	日	÷	10	kg	=	1.13															
	不燃	1000	㎡	×	0.005	kg	×	0.25	×	6	日	÷	30	kg	=	0.25															
用途を記入してください												可	燃	122	個	不	燃	20	個	合計	142	個									
「用途別排出基準」より												可				燃	ごみ	・・・	週	2	回	(収集	間隔	3	日)					
用途を記入してください												不				燃	ごみ	・・・	週	1	回	(収集	間隔	6	日)					
用途を記入してください												必要個数B				最低必要数B				予備率の加算C				必要個数D							
用途を記入してください												A1,3,5,7,9の合計×1.4				A1+3+5+7+9の合計				A1,3,5,7,9の合計×1.4				可燃							
用途を記入してください												(86.63×1.4)				= 86.63 個				121.28 個				121 個							
用途を記入してください												A2,4,6,8,10の合計×1.4				A2+4+6+8+10の合計				A2,4,6,8,10の合計×1.4				不燃							
用途を記入してください												(19.25×1.4)				= 19.3 個				26.95 個				26 個							
用途を記入してください												必奇数の場合は、偶数に繰り上げます。												合計				147 個			

① 保管設備の設置に必要な面積の算定

保管設備設置面積	可燃・・・	容	器	の	直	径	又	は	縦	0.6	m	×	容	器	の	直	径	又	は	横	0.6	m	×	容	器	数	2	段	=	22.0	㎡
	不燃・・・	容	器	の	直	径	又	は	縦	0.7	m	×	容	器	の	直	径	又	は	横	0.5	m	×	容	器	数	2	段	=	4.6	㎡

③ 廃棄物保管場所面積

① 洗浄排水設備面積	1	㎡	② 作業場必要面積	6	㎡	③ 廃棄物保管場所面積	33.6	㎡	再利用保管場所	4	㎡
------------	---	---	-----------	---	---	-------------	------	---	---------	---	---

※廃棄物と再利用対象物の保管場所を同室とする場合は、それぞれの面積を合計し、保管場所面積とします。
 延床面積 10,000㎡未満・・・4㎡

10.保管場所の維持管理

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

また、所有者の方は、条例に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出するようお願いいたします。

- (1) 所有者は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- (2) 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業等に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときには、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しないこととなったときには、速やかに当該基準に適合させるための措置を講ずること。
- (4) 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適切に管理すること。

別表1

再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準

対象延べ床面積 用途	10,000㎡未満	10,000㎡以上、50,000㎡未満	50,000㎡以上、100,000㎡未満	100,000㎡以上
事務所	4㎡以上	$4\text{㎡} + \frac{(\text{延べ床面積} - 10000\text{㎡})}{10000\text{㎡}} \times 3\text{㎡}$ 以上	$16\text{㎡} + \frac{(\text{延べ床面積} - 50000\text{㎡})}{10000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	26㎡以上
飲食店				
学校				
病院・診療所				
店舗	4㎡以上	$4\text{㎡} + \frac{(\text{延べ床面積} - 10000\text{㎡})}{10000\text{㎡}} \times 4\text{㎡}$ 以上		40㎡以上
ホテル				
文化・娯楽施設	3㎡以上	$3\text{㎡} + \frac{(\text{延べ床面積} - 10000\text{㎡})}{10000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	$11\text{㎡} + \frac{(\text{延べ床面積} - 50000\text{㎡})}{10000\text{㎡}} \times 1\text{㎡}$ 以上	16㎡以上

- 注意
- 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
 - 対象延べ床面積は、共用部分を除くこと。
 - 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
 - 対象延べ床面積が10000㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、4㎡以上とすること。ただし、対象延べ床面積が30000㎡未満の複合建築物については、過去の廃棄物排出データを用いて別途協議することができる。
 - 対象延べ床面積が10000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延べ床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算定し、その面積に「各用途別面積÷対象面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という）以上とすること。ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とすること。
 - 算定にあたっては、小数点第二位を四捨五入すること。

別表2

再利用対象物保管場所面積算定表（1万㎡以上の事業用建築物のときに使用してください。）

用途	(I) 各用途別 対象延床面積	(II) 建物すべてがその用途とした場合の最低必要面積		(III) 1棟に占める 用途別の割合 (a)/(b)×(c)/(d)	(IV) 最低必要面積 (II) × (III)	
		① (d) が10000㎡以上、50000㎡未満	② (d) が50000㎡以上、100000㎡未満		①	②
事務所	㎡	$4㎡ + \frac{(d) \times 10000㎡}{10000㎡} \times 3㎡$ = ㎡以上	$16㎡ + \frac{(d) \times 50000㎡}{10000㎡} \times 2㎡$ = ㎡以上	$\frac{(a)}{(d)}$	㎡	㎡
飲食店	㎡			$\frac{(d)}{(d)}$	㎡	㎡
学校	㎡				㎡	㎡
病院・診療所	㎡					
小計 (a)	㎡					
店舗	㎡	$4㎡ + \frac{(d) \times 10000㎡}{10000㎡} \times 4㎡$ = ㎡以上		$\frac{(b)}{(d)}$	㎡	㎡
ホテル	㎡					
小計 (b)	㎡					
文化・娯楽施設(c)	㎡	$3㎡ + \frac{(d) \times 10000㎡}{10000㎡} \times 2㎡$ = ㎡以上	$11㎡ + \frac{(d) \times 50000㎡}{10000㎡} \times 1㎡$ = ㎡以上	$\frac{(c)}{(d)}$	㎡	㎡
合計	(d) ㎡			1	㎡	㎡

※ (IV) は、小数点第2位を四捨五入

※ (I) (II) は、小数点第3位を四捨五入

※ この計算表は、10000㎡以上の建築物のとき、下記の事項に留意して使用してください。

- 10000㎡以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。
 - 該当する用途の対象延床面積を (I) に記入し、その数値の合計 (d) を記入してください。
 - ①の数値を (II) の用途と面積が該当する計算式の (d) に記入し計算 (小数点第3位を四捨五入) してください。
 - ②の数値の小数点第2位を四捨五入して、(IV) に記入してください。
- 10000㎡以上で用途が複合する建築物 (別表1、再利用対象物の保管場所最低必要面積算定基準の注意5) の場合は、次の手順で計算してください。
 - 各用途別の対象延床面積を (I) に記入し、合計した数値を (d) に記入してください。
 - ①の数値を (II) の各用途と面積が該当する計算式の (d) に記入し計算 (小数点第3位を四捨五入) してください。
 - ②の数値が、各用途別に対象延床面積 (d) があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となり、
・・・この数値が、各用途別に対象延床面積 (d) があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となり、
 - (I) の各用途別の面積 [(a)、(b)、(c)] と合計面積 [(d)] を (III) の (a) ~ (d) の隣当するところに記入してください。
 - 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して (IV) に記入し合計してください。
・・・この数値が、保管場所最低必要面積となります。

別表3

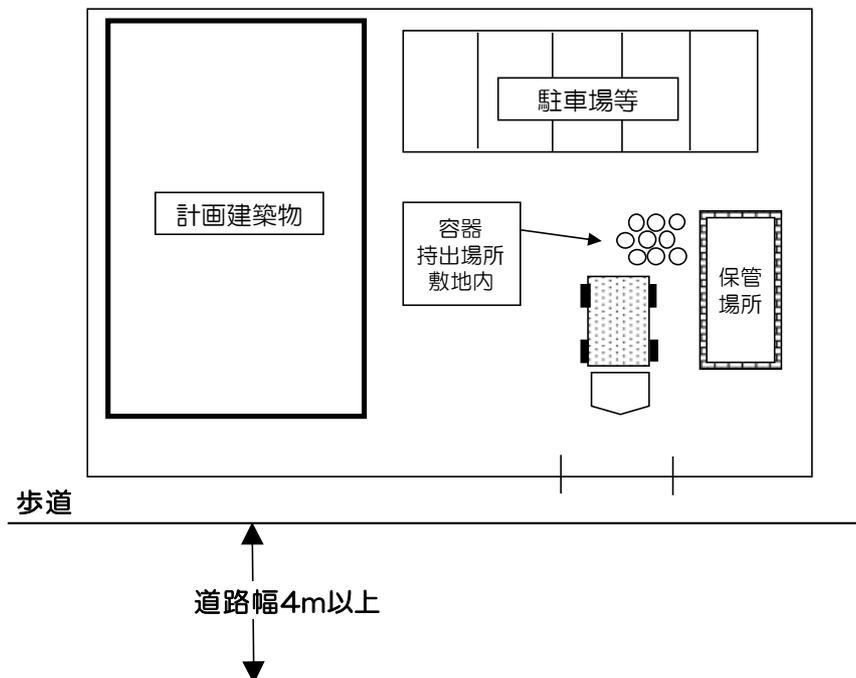
大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ集積所	処理方法			備考	
			容器	反転コンテナ	自動貯留排出機	車両搭載式コンテナ等	その他		北区	自己処理	許可業者		
区の収集業務の提供を受ける場合	100戸以上	可燃ごみ		○	○			○	○				一廃： 一般廃棄物 処理業者 産廃： 産業廃棄物 処理業者
		不燃ごみ	○	○	○			○	○				
	可燃ごみ	○	○	○			○	○					
	不燃ごみ	○	○	○			○	○					
区の収集業務の提供を受けない場合	排出日量 1,000 kg 以上	一般廃棄物			○	○		○	○	○	○	○	一廃： 一般廃棄物 処理業者 産廃： 産業廃棄物 処理業者
		産業廃棄物			○	○		○	○	○	○	○	
	一般廃棄物	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	産業廃棄物	○	○	○	○		○	○	○	○	○		

図1 保管場所の配置例

- 敷地内に収集車が進入して作業出来る位置に設置すること。
 - 持ち出し場所は敷地内にもうけること。
 - 持ち出し場所については、十分清掃事務所と協議すること。
- 具体的には、下図の例を参考にすること。

A図……車が敷地内に進入し収集できる最良の例



B図……敷地内に進入できない場合

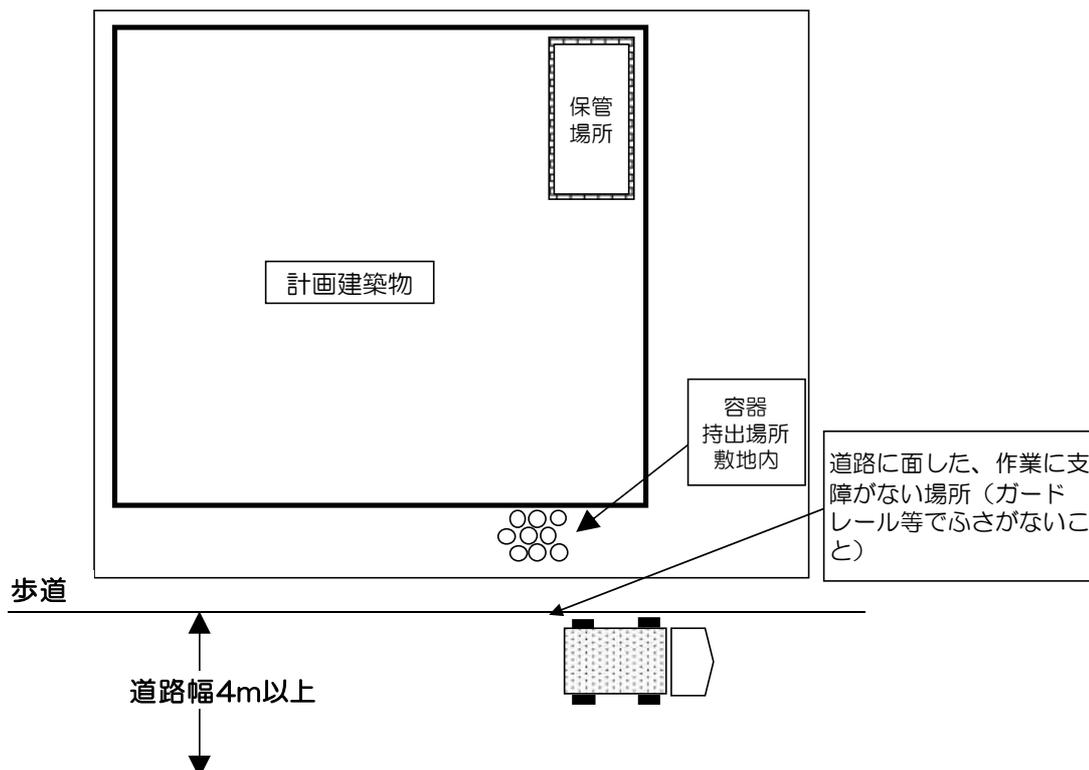


図2 保管設備の配置例

各保管設備の規格を十分考慮し、日常管理及び収集作業に支障の無いように配置してください。

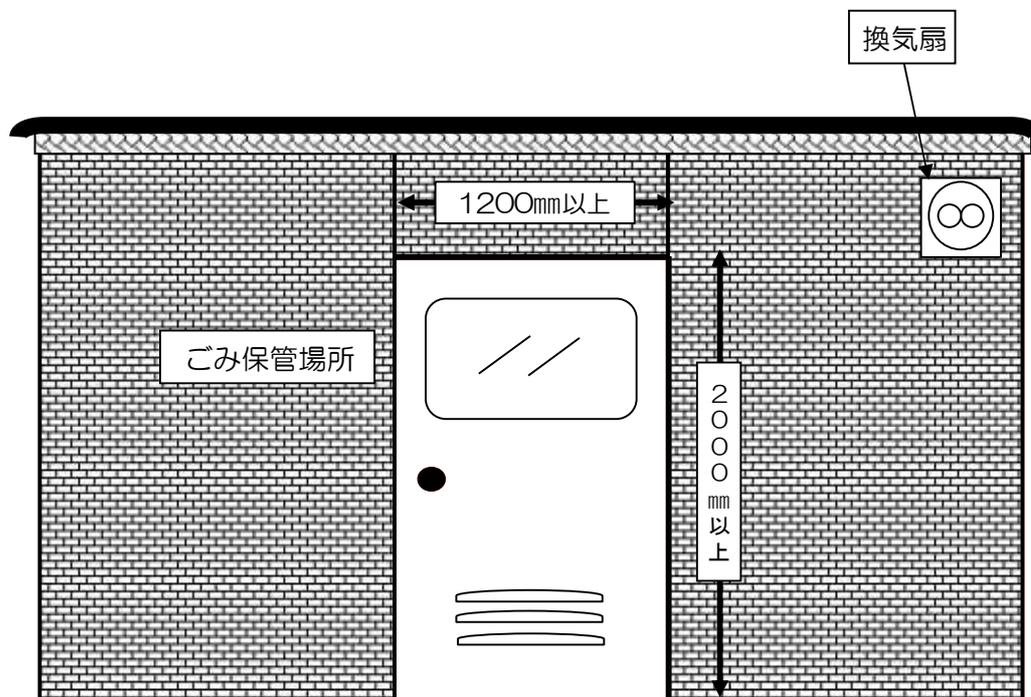
ア 容器等

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ (丸)	0.6m×0.6m
	反転コンテナ	1.36m×0.65m
不燃ごみ	90ℓ (角)	0.7m×0.5m
	反転コンテナ	1.36m×0.65m
びん	専用コンテナ	0.37m×0.52m
缶		
ペットボトル		
古紙	束	0.21m×0.3m
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7m×0.7m

イ 反転コンテナ

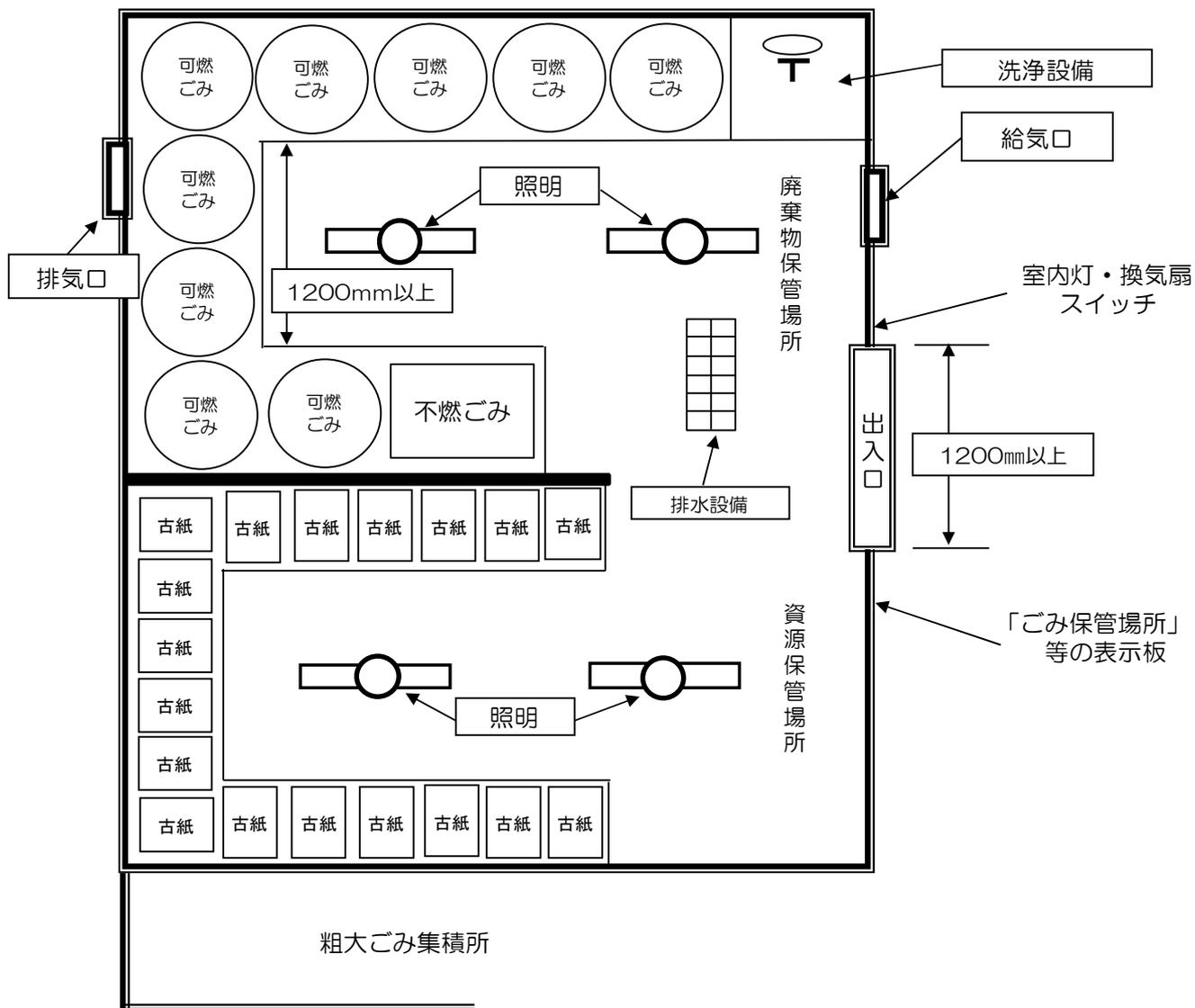
本体	横 幅	1.36m ± 0.1m
	奥行き	0.65m ± 0.1m
	高 さ	1.05m ± 0.1m
傾倒軸	長 さ	1.57m ± 0.1m
	高 さ	0.685m ± 0.1m

① 立面図

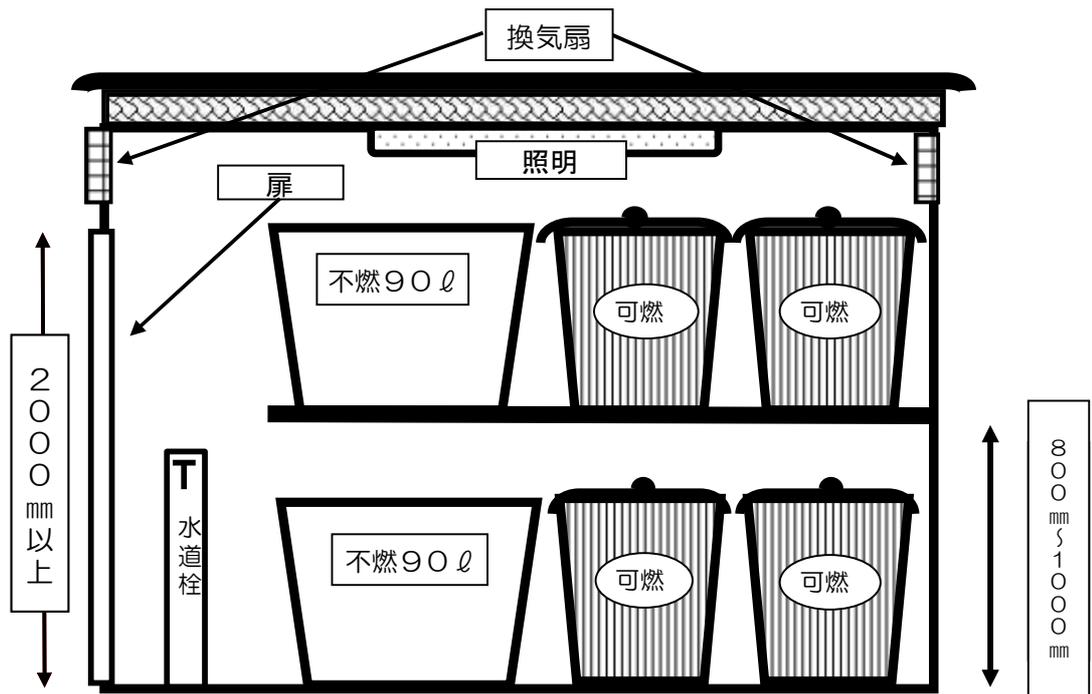


- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 扉の高さは2.0m以上とすること。

② 平面図



③ 断面図（廃棄物）



※必ず設置する容器の高さを考慮すること。

④ 断面図（資源）

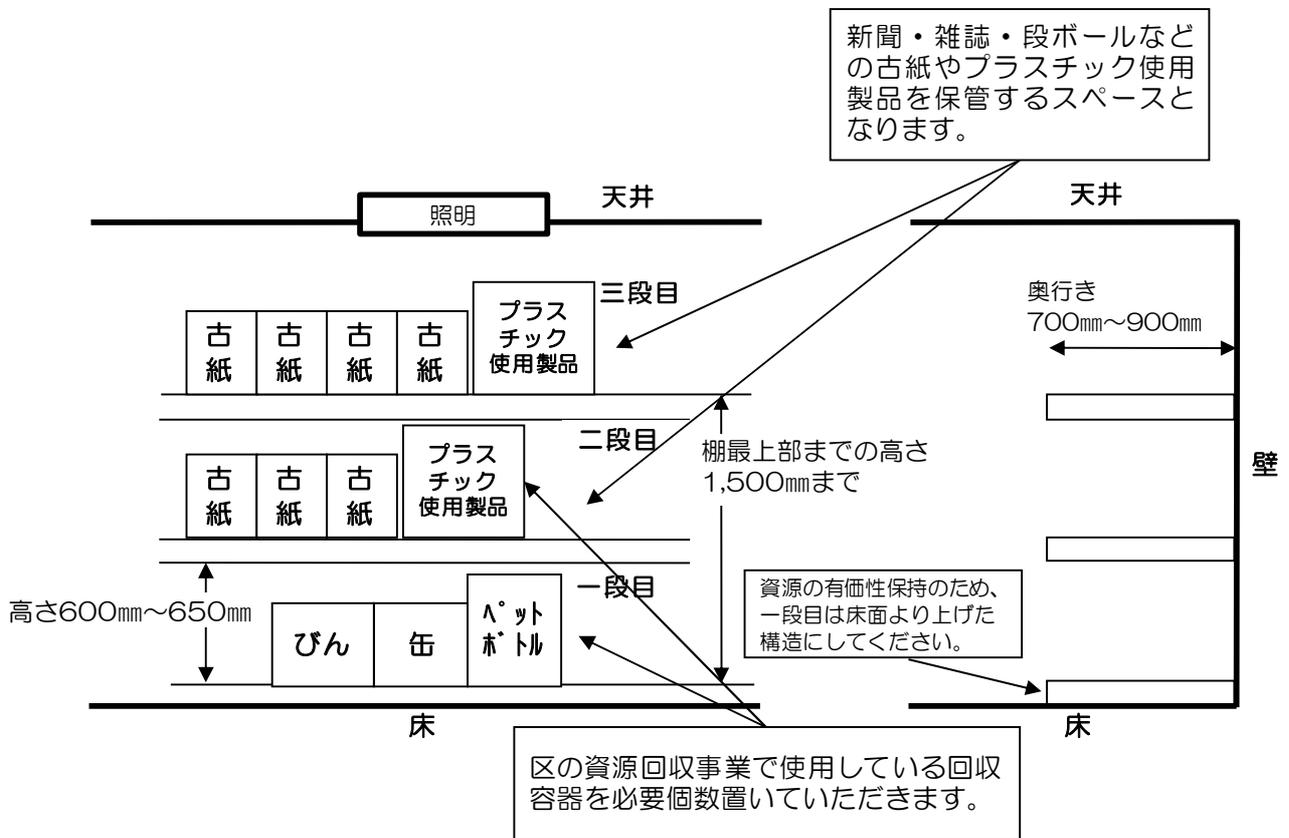
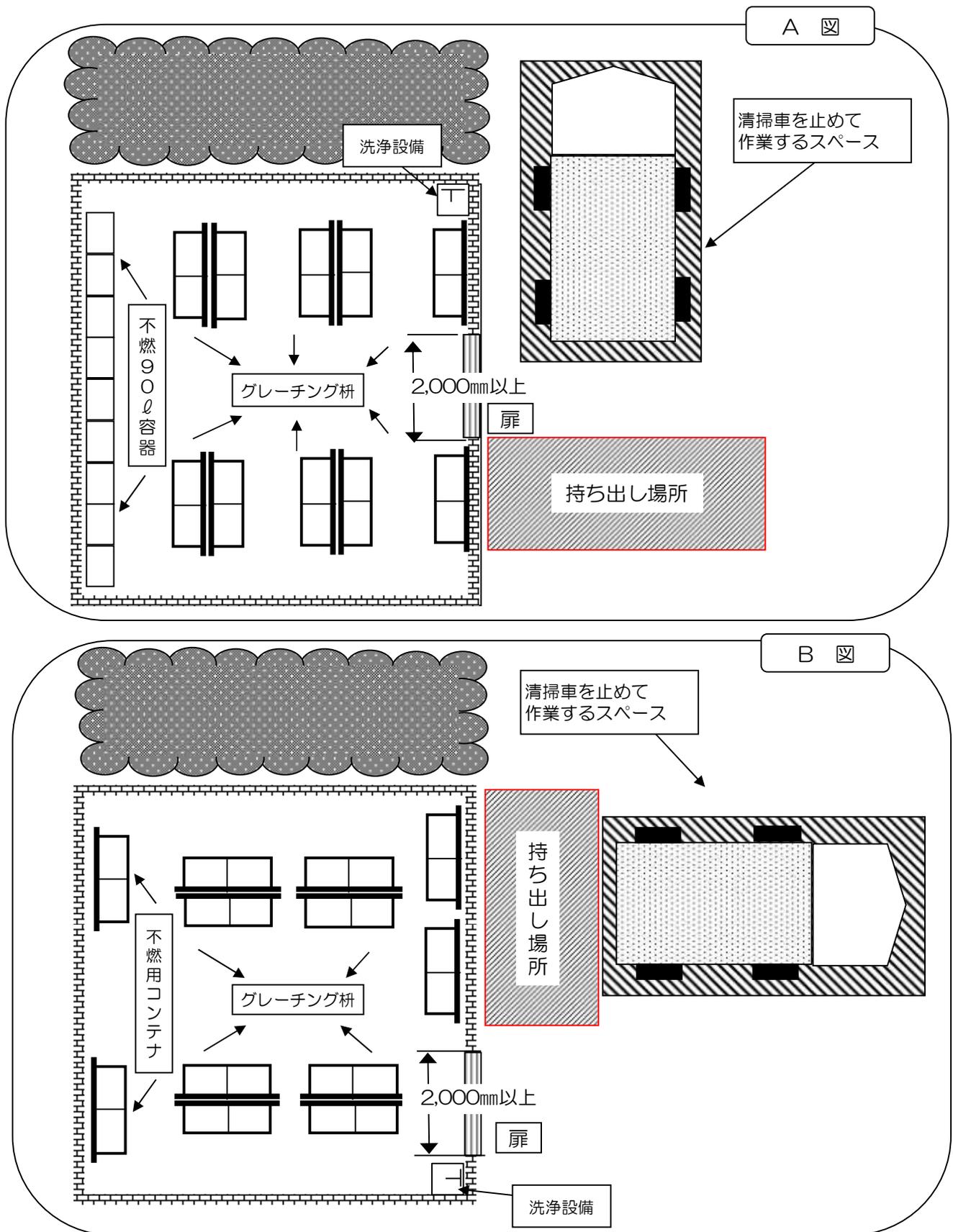


図3 反転コンテナ設置例



【関連例規】

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第19条 事業用の大規模建築物で、規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

第34条

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

第36条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器の収納する容量に相当する第53条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

第五節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第50条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第12条 条例第19条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適正な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第13条 条例第19条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記3号様式）により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（廃棄物を収納する容器）

第21条 条例第34条第2項に規定する家庭廃棄物又は条例第36条に規定する事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（以下この項において「廃棄物」という。）を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納、容器の移動及び設置の際に安定性があること。
- (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

2 前項の基準による容器の持ち出し及び引取りが困難である場合には、次に掲げる基準

に適合した袋を用いることができる。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
- (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (3) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- (4) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第35条 条例第50条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積三千平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第50条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(別記第3号様式)により、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第50条第2項の規則で定める基準は、第26条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない素材のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第50条第3項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

北区居住環境整備指導要綱(抜粋)

(廃棄物保管場所等及び資源保管場所)

第15条 事業者は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年12月東京都北区条例第28号)及び東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱(平成20年10月1日20北環清第1507号区長決裁)及び東京都北区事業用建築物の再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置基準(平成20年9月30日20北環清第1512号)に基づき敷地内に保管場所及び資源保管場所を設置するものとする。

2 事業者は、区と協議の上、ごみ集積所を設置するものとする。

(資源保管場所)

第16条 事業者は、東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱(平成20年10月1日20北環清第1507号区長決裁)に基づき資源保管場所を確保するものとする。

東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

11北環リ第708号

平成12年3月31日

改正平成12年9月29日12北生清第217号

改正平成15年3月31日14北環リ第412号

改正平成17年3月17日16北環リ第332号

改正令和2年3月26日31北環リ第2872号

第1 趣旨

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年東京都北区規則第4号。以下、「規則」という。）第35条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

第2 定義

廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下、「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下、「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

第3 廃棄物保管場所の設置基準

1 設置の基準

- (1)他の用途と兼用でないこと。
- (2)廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (3)建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4)家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (5)廃棄物の搬入、保管設備への投入若しくは運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- (6)運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7)同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 構造の基準

- (1)汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (2)換気及び採光ができる構造とすること。

(3)運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。

(4)出入口の幅及び高さは、次のとおりとすること。

- ① 容器を保管設置とし、運搬車が横付けする場合は、幅を 1.2 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。
- ② 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を 2.0 メートル以上、高さを 2.0 メートル以上とすること。
- ③ 運搬車が内部に進入する場合は、幅を 3.5 メートル以上、高さを 3.0 メートル以上とすること。

(5)耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

(6)床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

3 附帯設備の基準

(1)仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

(2)廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

(3)清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

(4)多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

(5)必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

(6)棚を設置する場合は、2 段とし、高さは 80 センチメートルから 100 センチメートルまでとすること。

第 4 廃棄物保管設備に関する基準

1 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

(1)容器の場合

① 規則第 2 1 条第 1 項に規定する基準に適合すること。

② 容量は、なるべく 60 リットル以下とすること。

(2)特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

① 容量は、0.7 立方メートルとすること。

② 大きさは、次のとおりとすること。

本 体	横 幅	1,360±10 ミリメートル
	奥行き	650±10 ミリメートル
	高 さ	1,050±10 ミリメートル
傾倒軸	長 さ	1,570±10 ミリメートル
	高 さ	685±10 ミリメートル

③材質は、FRP 又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

- ④折りたたみ式のふたを付けること。
- ⑤底部に、ストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口を取り付けること。
- ⑥運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。
- (3)自動貯留排出機の場合
 - ① 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
 - ② 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
 - ③ 構造は密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止するとともに、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
 - ④ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調和機能を有すること。
 - ⑤ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
 - ⑥ 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
 - ⑦ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

2 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

(1)容器の場合

前号(1)の規定を準用する。

(2)反転コンテナの場合

前号(2)の規定を準用する

(3)自動貯留排出機の場合

前号(3)の規定を準用する。

(4)車両搭載式コンテナの場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 運搬車に適合する仕様であること。
- ③ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(5)その他の設備の場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

第5 廃棄物保管設備の選定基準

1 原則として、以下のとおりとすること。

(1)区の収集運搬業務の提供を受ける場合

① 住宅が 100 戸未満の場合

容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

② 住宅が 100 戸以上の場合

反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。

(2)区の収集運搬業務の提供を受けない場合

① 廃棄物の排出量が 1 日に 1,000 キログラム未満の場合

第 4 (2) に定める設備とすること。

② 廃棄物の排出量が 1 日に 1,000 キログラム以上の場合

容器又は反転コンテナ以外の設備とすること。

2 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナを設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に清掃事務所と十分協議すること。

第 6 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量の算定基準

1 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量は、原則として別表 1 の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の上承を得た上で、そのデータを用いて算定するものとする。

2 住宅部分の人員数は、原則として、別表 2 の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。

3 可燃ごみ及び不燃ごみの割合は、次のとおりとする。

(1)家庭廃棄物の場合は、13 対 1 とする。

(2)事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の上承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、3 対 1 とする。

4 廃棄物（粗大ごみを除く。）の体積を重量に換算する場合は、1 立方メートルを 250 キログラムとする。

第 7 粗大ごみ集積所設置基準

1 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、最低 3 平方メートル以上とすること。

2 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

3 通路と共用でないこと。

付則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付則（12 北生清第 217 号・平成 12 年 9 月 29 日）

この基準は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

付則（14 北環り第 412 号・平成 15 年 3 月 31 日）

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付則（16 北環り第 332 号・平成 17 年 3 月 17 日）

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付則（31北環り第2872号・令和2年3月26日）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日あたりの排出基準
住宅	0.70kg/人
事務所ビル	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20 kg/m ²
店舗（物品販売）デパート、スーパー	0.08 kg/m ²
ホテル	0.06 kg/m ²
学校	0.03 kg/m ²
病院、診療所	0.08 kg/m ²
駐車場	0.005 kg/m ²
鉄道駅舎	0.005 kg/乗降客

別表2 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
～20 m ²	1.0 人
～30 m ²	1.5 人
～40 m ²	2.0 人
～50 m ²	2.5 人
～60 m ²	3.0 人
60 m ² 超	4.0 人

東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱

20北清第1507号

平成20年10月 1日 区長決裁

改正 令和 2年 3月25日 区長決裁

改正 令和 3年 9月22日 区長決裁

第1 目的

この要綱は、東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（平成20年9月東京都北区規則61号。以下「規則」という。）及び北区居住環境整備指導要綱（平成4年12月3日区長決裁4北環住第284号）に規定する廃棄物保管場所等及び資源保管場所の設置に関する事項を定めるとともに、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において、「集合住宅等」とは、階数が3以上で、かつ、住戸数が15戸以上の共同住宅の用途に供する建築物をいう（規則第4条第1項第1号に掲げる高齢者専用賃貸住宅、認知症対応型共同生活介護を行う施設、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設、児童養護施設及び児童自立支援施設並びに同項第2号に掲げる一の法人等の施設である寮として用いる共同住宅を含み、下宿、長屋及び寄宿舎は、含まないものとする。）
- 2 この要綱において、「廃棄物保管場所」とは、可燃ごみ及び不燃ごみ（粗大ごみを除く。以下「廃棄物」という。）を保管する場所をいう。
- 3 この要綱において、「粗大ごみ集積所」とは、家具、家電等の大型耐久消費財を保管する場所をいう。
- 4 この要綱において、「廃棄物保管場所等」とは、廃棄物保管場所及び粗大ごみ集積所をいう。
- 5 この要綱において、「資源保管場所」とは、区が直接行う資源回収又は区が支援する資源回収の対象物（以下「資源」という。）を保管する場所をいう。
- 6 この要綱において、「建築主」とは、集合住宅等の建設工事に関する請負工事の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- 7 この要綱において、「所有者等」とは、集合住宅等の所有者又は所有者から委託を受けて当該住宅の管理を行うものをいう。

第3 廃棄物保管場所等の設置基準

建築主は、集合住宅等（延べ床面積3,000平方メートル以上のものを除く。）を建設する場合、次に掲げる設置基準を満たす廃棄物保管場所等を確保するものとする。

1 廃棄物保管場所の設置の基準

- (1) 他の用途と兼用でないこと。
- (2) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (5) 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み及び廃棄物保管場所の清掃又は点検に必要な作業場所として6平方メートルを確保すること。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、運搬車が安全に通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 廃棄物保管場所の構造の基準

- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等するとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (2) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (3) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとすること。
 - ア 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - イ 反転コンテナを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - ウ 自動貯留排出機を保管設備とし、運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。
 - エ 上記以外の保管設備を使用する場合は、事前に区と協議すること。
- (4) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (5) 床の通路と接続する部分は、水平で、通路と同一平面であること。

3 廃棄物保管場所の付帯設備の基準

- (1) 仕切りの設置、色彩、形状等で区別された保管設備の設置により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
- (3) 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等を設けること。
- (4) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (5) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- (6) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

(7) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは0.8メートルから1.0メートルまでとすること。

4 廃棄物保管設備に関する基準

(1) 原則として容器とすること。

ア 容器は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月東京都北区規則第4号）第21条第1項に規定する基準に適合すること。

イ 容量は、なるべく60リットル以下とすること。

(2) (1) 以外の設備を使用する場合は、事前に区と協議すること。

5 廃棄物保管設備の選定基準

(1) 廃棄物の排出量、保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(2) 4 (1) 以外の設備を設置する場合は、事前に区と協議すること。

6 廃棄物保管場所の必要面積の算定基準

廃棄物保管場所は、次の基準により算定された保管設備（容器等）の設置に必要な面積を確保するものとする。

(1) 住宅部分の人員数は、原則として、別表1の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定することができる。

(2) 廃棄物の排出量は、原則として別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いて算定することができる。

(3) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理装置で処理してから下水道に流すシステムをいう。）を設置する場合は、可燃ごみの排出量の算定について、区と協議の上、20パーセントを限度として、その能力に応じて減ずることができる。

(4) 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(5) 家庭系の廃棄物の割合は、別表3のとおりとする。

(6) 廃棄物の収集間隔は、別表4のとおりとする。

(7) 保管設備（容器等）の大きさ及び収納重量は、別表5の基準を用いて算定するものとする。ただし、反転コンテナを使用する場合は、別表6の基準を用いて算定するものとする。

(8) 季節変動等による回収量増加に対応するための余剰（以下「予備率」という。）は原則として1.4とする。

7 粗大ごみ集積所の設置基準

(1) 粗大ごみの、排出量、保管日数等に応じて十分収納できる面積であること。ただし、原則3平方メートル以上とすること。

(2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

- (3) 通路と共用でないこと。

第4 資源保管場所の設置基準

建築主は、集合住宅等を建設する場合、次に掲げる設置基準を満たす資源保管場所を確保するものとする。

1 資源保管場所の設置の基準

- (1) 資源保管場所の設置は、廃棄物保管場所と明確に区分するとともに、資源の搬出搬入作業を効率的に実施できる場所に設置すること。
- (2) 他の用途と兼用でないこと。
- (3) 資源の種類、排出量及び保管日数等に応じて、資源が十分収納できること。
- (4) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される資源を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- (5) 資源の搬出搬入作業場所として、住戸数50戸未満については3平方メートルを確保し、住戸数50戸以上については6平方メートルを確保すること。ただし、廃棄物保管場所と資源保管場所を同室内に設置する場合は、作業場所を共用とすることができる。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から資源を搬出する場合は、運搬車が安全に通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 資源保管場所の構造の基準

- (1) 資源保管場所の構造は、資源の有価性を保持するとともに周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とすること。
- (2) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等するとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (3) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (4) 出入口は幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
- (5) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (6) 床の通路と接続する部分は、水平で、通路と同一平面であること。

3 資源保管場所の付帯設備の基準

- (1) 臭気の流出等を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
- (2) 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等を設けること。
- (3) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (4) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- (5) 棚を設置する場合は、3段までとすること。

4 資源の回収容器の基準

- (1) びん、缶、ペットボトル及びプラスチック使用製品（ペットボトルを除く。以下同じ。）については、区が貸与する回収容器を使用して保管すること。
- (2) 古紙については、容器を使用せず、束ねて保管すること。

5 資源保管場所の必要面積の算定基準

資源保管場所は、次の基準により算定した回収容器の設置及び古紙の束の保管に必要な面積を確保するものとする。

- (1) 住宅部分の人員数は、原則として、別表1の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定することができる。
- (2) 資源の排出量は、一日当たりの排出基準を一人当たり0.8キログラムとして算定するものとする。
- (3) 資源の割合は、別表3のとおりとする。
- (4) 資源の収集間隔は、別表4のとおりとする。
- (5) 回収容器等の大きさ及び収納重量は、別表5の基準を用いて算定するものとする。
- (6) びん、缶、ペットボトル及びプラスチック使用製品の予備率は原則として1.4とする。
- (7) 古紙の予備率は原則として4.0とする。

第5 管理基準

- 1 所有者等は、廃棄物保管場所等及び資源保管場所を自主的に管理するとともに、廃棄物及び資源の収集、保管及び回収方法について、居住者に周知徹底を図るものとする。
- 2 所有者等は、収集日に廃棄物保管場所及び資源保管場所から容器等を持ち出すものとし、容器等持ち出し場所については、敷地内で建物に面しており、収集運搬車両が横付けできる場所で、かつ、安全に効率よく作業できる場所に設置するものとする。

第6 事前協議

- 1 建築主は、集合住宅等を建設する場合は区長に対し、第3及び第4に規定する設置基準の適用について事前に協議を行わなければならない。
- 2 建築主は、1の協議内容を区長が別に定める様式に記載し、これを区長に提出しなければならない。
- 3 建築主は、1の協議内容に基づき廃棄物保管場所等及び資源保管場所の建設を行わなければならない。
- 4 当該建築物の譲受人は、1の協議内容及び譲渡人と区との合意事項を遵守するものとする。

第7 完了報告

建築主は、廃棄物保管場所等及び資源保管場所の建設の工事を完了したときは、速やかに、区長が別に定める様式により区長に報告するものとする。

第8 勧告等

- 1 区長は、建築主が第6に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告することができる。
- 2 区長は、建築主又は所有者等に対して、必要と認める場合は、廃棄物保管場所等及び資源保管場所に関する報告を求めることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は生活環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱に基づく事前協議を行っている建築主についての適用は、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱に基づく事前協議を行っている建築主についての適用は、なお従前の例による。

別表 1 (第 3、第 4 関係)

住居専有面積別人員数

住居専有面積	人員数
~20㎡	1.0人
~30㎡	1.5人
~40㎡	2.0人
~50㎡	2.5人
~60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

別表 2 (第 3 関係)

施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	一日当たりの排出基準
住宅	0.8kg/人
事務所ビル	0.04kg/㎡
文化及び娯楽施設	0.03kg/㎡
店舗(飲食店)	0.20kg/㎡
店舗(物品販売) デパート・スーパー	0.08kg/㎡
ホテル	0.06kg/㎡
学校	0.03kg/㎡
病院及び診療所	0.08kg/㎡
駐車場	0.005kg/㎡
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

別表 3 (第 3、第 4 関係)

種類別排出割合

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック 使用製品
61.4%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%	3.7%

別表4（第3、第4関係）

種類別収集間隔

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック 使用製品
3日	15日	6日	6日	6日	6日	6日

別表5（第3、第4関係）

保管設備（容器等）の大きさ

可燃ごみ	丸型	60ℓ	直径0.6m	10kg
	角型		縦0.35m×横0.55m×高さ0.6m	
不燃ごみ	角型	90ℓ	縦0.7m×横0.5m×高さ0.4m	30kg
びん	コンテナ		縦0.37m×横0.52m×高さ0.3m	12kg
缶				4kg
ペットボトル				3.5kg
古紙	束		縦0.21m×横0.3m（A4サイズ）	5.7kg
プラスチック 使用製品	ネット	490ℓ	縦0.7m×横0.7m×高さ1m	10kg

別表6（第3関係）

反転コンテナの大きさ

本体		傾倒軸	
横幅	1.36m ± 0.1m	長さ	1.57m ± 0.1m
奥行き	0.65m ± 0.1m	高さ	0.685m ± 0.1m
高さ	1.05m ± 0.1m	容量	700ℓ（100kg）

東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

11北環リ第684号

平成12年3月31日

第1 趣旨

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年東京都北区条例第28号。以下「条例」という。）第19条に基づき、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年東京都北区規則第4号。以下「規則」という。）第12条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準について必要な事項を定める。

第2 再利用対象物保管場所面積の算出基準

規則第12条第2号に定める再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するための基準は、再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（別表）による。

第3 保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等

1 配置等

(1) 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。

(2) 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

(3) 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

(4) 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

2 構造、付帯設備等

(1) 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。

(2) 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

(3) 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、柵・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

(4) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

(5) 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

3 維持管理等

(1) 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。

(2) 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

(3) 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

(4) 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

第4 設置届等の提出

1 設置届

事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請の前までに、条例第19条に基づき、規則第13条に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を区長あて、提出しなければならない。

2 添付書類

建設者は、前号の設置届を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。

- ① 建築物の用途別床面積内訳書
- ② 建築物の設計概要
- ③ 建築物の案内図・配置図
- ④ 建築物の各階平面図
- ⑤ 保管場所の配置図(位置図)
- ⑥ 保管場所の平面図・立面図・断面図(縮尺50分の1)
- ⑦ 保管場所の仕様及び面積算定図
- ⑧ その他、保管場所設置に関して必要と認める図面等

第5 設置届の内容変更

建設者は、設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届等を提出しなければならない。

付 則

この設置基準は、平成12年4月1日から施行する。

「設置届」と「完了届」

集合住宅等	ページ
「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」	54
「資源保管場所設置届」	55
「廃棄物保管場所等・資源保管場所設置完了届」	56
事業用途の建築物	
「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」	54
「再利用対象物・廃棄物保管場所設置完了届」	57
集合住宅等と事業用途の複合建築物	
「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」	54
「資源保管場所設置届」	55

※複合建築物の場合は、特に、清掃事務所と十分な協議をお願いします。

※「念書」は、清掃事務所と協議した内容及び、確認した内容を記載していただきます。協議の際に記入例をお渡しします。

再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

北 区 長 様

(建設者) 住所

氏名

印

電話番号 ()

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第19条第6項 の規定により、
第50条第1項
次のとおり届け出ます。

1.建設物の概要

設 計 者	住所 氏名 電話番号 ()		
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号 ()		
建設物の所在地			
建築物の用途			
敷地面積	m ²		
延べ床面積	m ²	(内訳) 住宅用	m ²
		事業用	m ²
構 造	造、地上	階、地下	階
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2.再利用対象物保管場所(条例第19条第6項関係)

保 管 場 所	地上・地下	階、	力所、	m ²
---------	-------	----	-----	----------------

3.廃棄物保管場所等(条例第50条第1項関係)

保 管 場 所	地上・地下	階、	力所、	m ²
保 管 設 備	種別	、	容量	ℓ・m ³ 、 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下	階、	力所、	m ²
清掃車通行道路	公・私道	m	洗浄排水設備	洗浄 力所、 排水 力所

受 付 欄	
(再利用)	(廃棄物)

年 月 日

東京都北区長 殿

(建築主)

住所

氏名(法人名・代表者名)

電話番号 ()

資源保管場所設置届

東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所及び資源保管場所の設置等に関する要綱に基づき、設置届を提出します。

建築物名称(仮称)	
建設場所(旧住居表示)	北区
竣工時期	令和 年 月 日 (予定)
面積	敷地面積: m^2
	建築面積: m^2
	延床面積: m^2
住戸数等	住戸 戸
資源保管場所の規模	資源保管場所 m^2 図面に棚の有効面積を求める計算式を記載してください ※ 面積算定表による必要面積 (m^2)
	作業スペース m^2 図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください
保管設備	びん・缶用コンテナ 設置数 個
	ペットボトル用コンテナ 設置数 個
	プラスチック使用製品用ネット 設置数 袋
添付書類	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届に準ずる。 ※ただし、廃棄物と同一保管場所内に資源保管場所を設置する場合は省略できる
連絡先(工事管理者等) 所在地 名称 電話番号 担当者名	

年 月 日

東京都北区長 殿

建築主 住 所

氏 名 (法人名・代表者名)

電 話 ()

廃棄物保管場所等・資源保管場所設置完了届

当該建築物の工事が完了したので、東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱第7に基づき、完了届を提出します。

建築物	名 称： 住 居 表 示： 世 帯 数： 戸 受付番号 No. —
建築主	住 所： 氏 名： 電 話：
工事管理者	所 在 地： 名 称： 担当者 電 話：
管理会社	所 在 地： 名 称： 担当者 電 話：
保管場所等面積	廃棄物保管場所 : m ² 資源保管場所 : m ² 作業場所面積 : m ² 洗浄排水設備 : m ² 粗大ごみ集積所 : m ²
工事完了日	年 月 日
入居開始予定日	年 月 日

※この欄は清掃事務所で記載します。

完了検査予定日 年 月 日

《窓口》北区清掃事務所
(提出は1部です)

 北区